龍ケ崎地方衛生組合訓令第１号

龍ケ崎地方衛生組合入札経過等の公表実施要綱を次のように定める。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合入札経過等の公表実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、龍ケ崎地方衛生組合契約規則（平成８年龍ケ崎地方衛生組合規則第１号）第３条において準用する龍ケ崎市契約規則（平成４年龍ケ崎市契約規則第６号）第４５条の規定に基づき、同規則第１３条の２の規定に基づく入札経過の公表（同規則第１７条において準用する場合を含む。以下「入札経過等の公表」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の方法）

第２条　入札経過等の公表は、入札書取書（龍ケ崎市契約規則第８条第４項に規定する入札書取書をいう。）を用いてインターネットその他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。

（公表の期間）

第３条　入札経過等の公表の期間は、入札が終了した日の翌日から起算して１年を経過する日までの間とする。ただし、当該公表の期間の経過後も公表を継続することを妨げない。

（随意契約の経過の公表）

第４条　前２条の規定は、随意契約（見積書を徴収した場合に限る。）の経過を公表する場合において準用する。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、入札経過等の公表等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

付　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。